

## ＝ 民法（債権法）改正 ＝ “１００年に１度”の大改正！

民法が債権法分野を中心に抜本的に見直されることが２００６年に決定され、その後２００９年に発足した法制審議会民法部会によって進められてきた議論・改正作業が、いよいよ大詰めを迎えています。

２０１３年（昨年）３月には中間試案が発表されて、２０１４年（今年）７月には要綱仮案が決定、２０１５年（来年）２月に要綱が答申・法案化されて、春の国会で審議の後に成立、とういスケジュールが明らかになりました。

そして、改正民法の施行は、制定・公布の「１年以上経過後」とされているようです。（この「１年以上」の周知期間は、実際には３年程度になると見られています。）

現行の民法は、１８９６年の制定以来、小さな改正を経ながらもその基本的な姿を変えることなく、今年で実に１１８年という長期間にわたって、私法の一般法、つまり私たちの生活・経済活動の基本ルール、として機能してきました。

また、民法は、「物権」（民法第２編）と「債権」（民法第３編）という２つの権利の概念を軸に体系化された財産権の基本法ですので、そのうちの「債権」の分野が全面的に見直されることになる今回の民法改正は、まさに大改正です。

昨年の中間試案は、論点が大項目で４６、細かい項目では２６０に及び、議論の経緯などの補足説明の付いた文書は５４４ページにもものぼることからも、改正の規模の大きさが覗えます。

大ざっぱな表現になりますが、この改正によって“契約のルールが変わる”、と言っても過言ではないでしょう。

この“ルール変更”までの準備期間は、あと数年しかありません！

当機構会員・定借アドバイザーの方々は、契約に携わる実務家として、今から情報収集と検討をスタートされても、決して早すぎるということはないでしょう。

### 【参考】

改正の詳細情報は、法務省 HP の「法制審議会－民法（債権関係）部会」のページに掲載されています。

２０１４年５月

司法書士 西 規之